

平成 21 年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果（概要）

1. 土壤汚染対策法の施行状況について

都道府県及び土壤汚染対策法の政令市を対象に、平成 21 年度における土壤汚染対策法の施行状況について調査を行ったところ、その状況は以下のとおり。

平成 21 年度に土壤汚染対策法（以下「法」という。）に基づく土壤汚染状況調査の結果が報告された件数は、昨年度に続きやや増加した。また、指定区域に指定された件数も昨年度に比べ増加している。（なお、平成 14 年度については、法施行日（平成 15 年 2 月 15 日）から平成 15 年 3 月 31 日までの集計となっている。）

（1）土壤汚染状況調査

平成 21 年度における法第 3 条及び法第 4 条に基づく土壤汚染状況調査結果^注の報告件数は 299 件であり、法施行から平成 21 年度末までの累計では 1,487 件となった。（図 1）

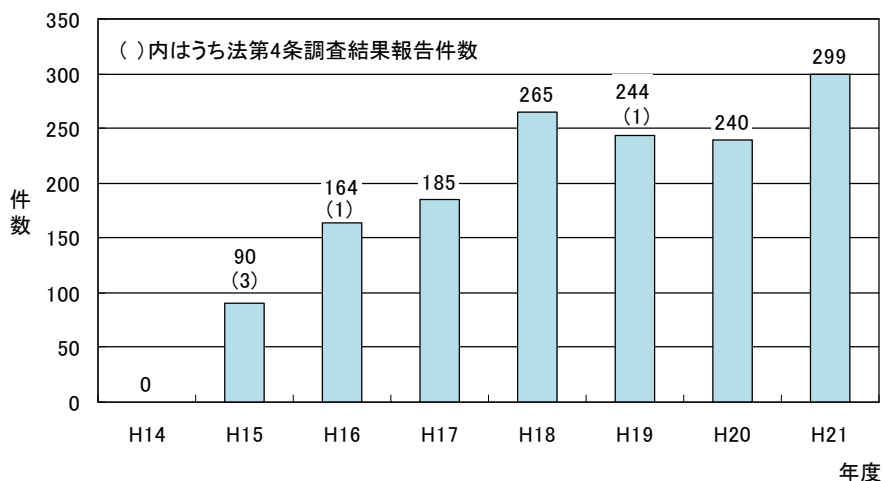


図 1 土壤汚染状況調査結果の報告件数の推移

注) 平成 22 年 4 月 1 日に改正土壤汚染対策法が施行された。平成 21 年度時点の旧土壤汚染対策法第 4 条は改正土壤汚染対策法第 5 条へ移動した。

(2) 指定区域

土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超過して指定区域として指定されたのは平成21年度では94件であり、法施行から平成21年度末までの累計では435件となった。(図2)

なお、指定区域において土壌汚染が除去され、指定が解除されたのは平成21年度では59件であり、法施行から平成21年度末までの累計では233件となった。この結果、平成21年度末時点における指定区域数は202件であった。

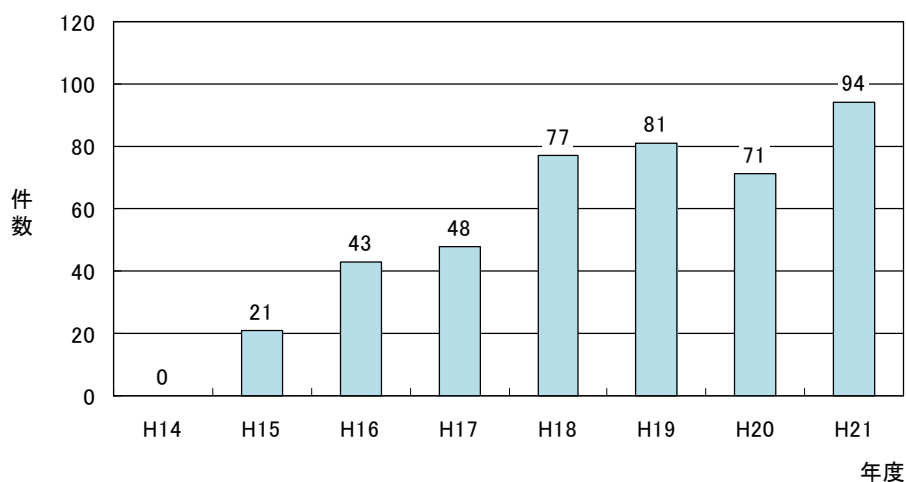


図2 指定区域に指定された件数の推移

(3) 指定基準超過物質

平成 21 年度末までに指定された 435 件の指定区域について、指定基準を超過した特定有害物質の種類をみると以下のとおりであり、揮発性有機化合物（VOC）（第一種特定有害物質）は、トリクロロエチレンが最も多く、次いでテトラクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレンが多くなっており、重金属等（第二種特定有害物質）では、六価クロム化合物が最も多く、次いで鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物が多くなっている。（図 3）

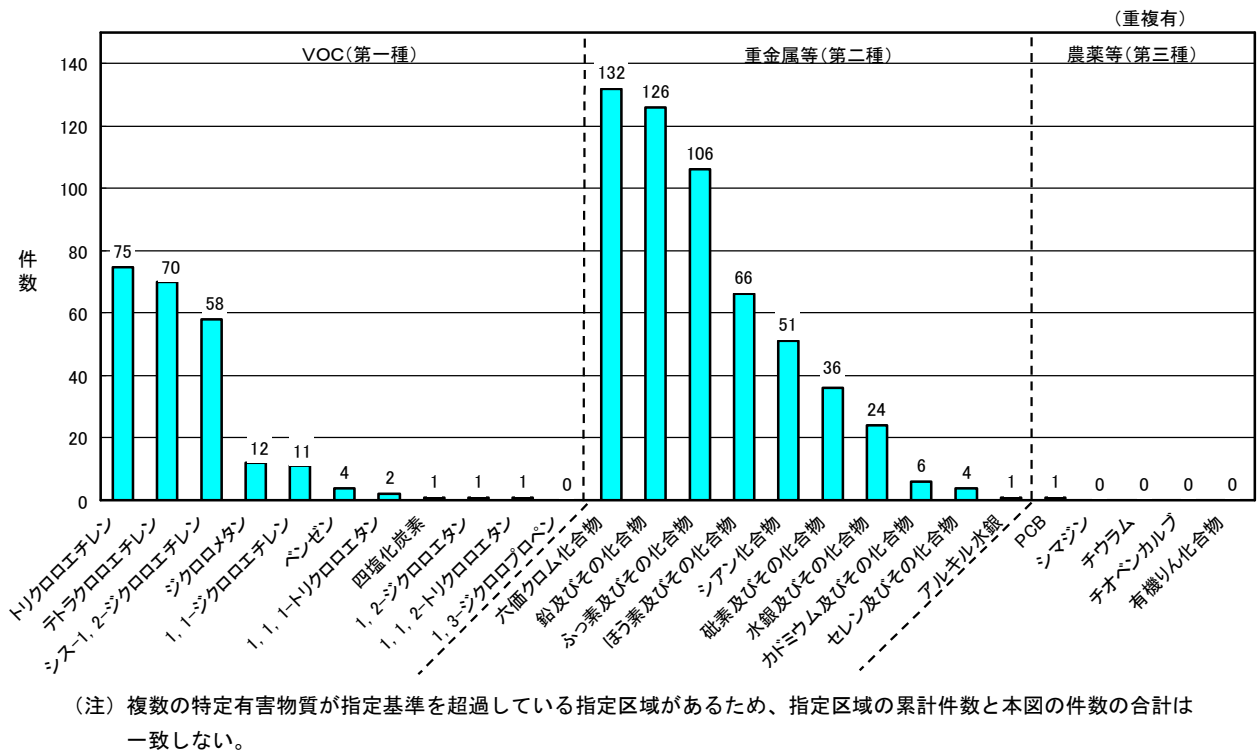


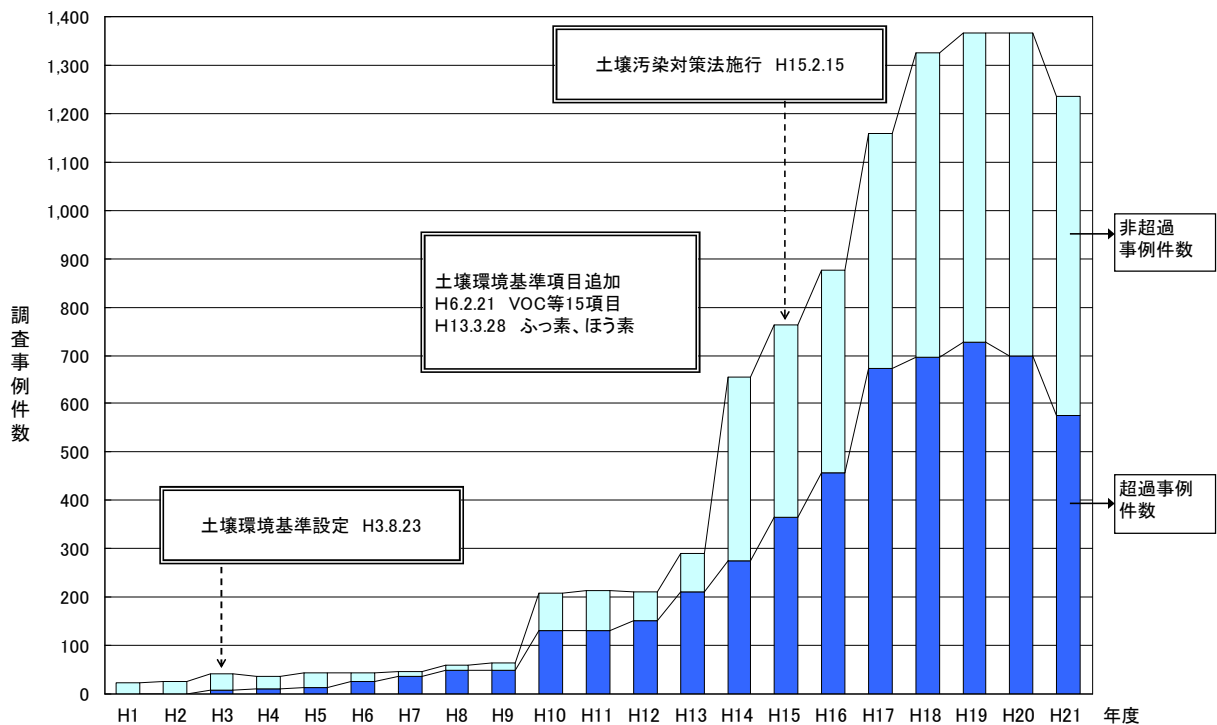
図 3 指定区域における指定基準超過物質
(法施行から平成 21 年度末までの累計)

2. 土壌汚染の調査・対策事例について（法に基づかない事例を含む）

法に基づくもののみならず、条例・要綱に基づくもの、あるいは自主的な取組によるものなど都道府県・政令市が把握している土壌汚染の調査・対策事例の状況は以下のとおり。

（1）調査

都道府県・政令市が把握した土壌汚染の調査事例（以下「調査事例」という。）は、平成 21 年度まで累計で 10,215 件であり、そのうち超過事例（指定基準又は土壌環境基準に適合していないことが判明した事例）は 5,281 件であった。平成 21 年度では、調査事例 1,253 件のうち、超過事例は 575 件であった。（図 4）



年度	S49以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367	1,366	1,253	10,215
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	90	164	185	265	244	240	299	1,487
超過事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728	700	575	5,281
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	43	48	77	81	71	94	435

注1) 集計の対象は、昭和50年度以降に都道府県、政令市が把握した土壌汚染調査の事例であるが、都道府県・政令市が昭和50年度以降に把握した、昭和49年度以前に行われた調査件数についても計上している。

注2) 各年度の集計基準は以下の通り。

「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事(政令市長)にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。

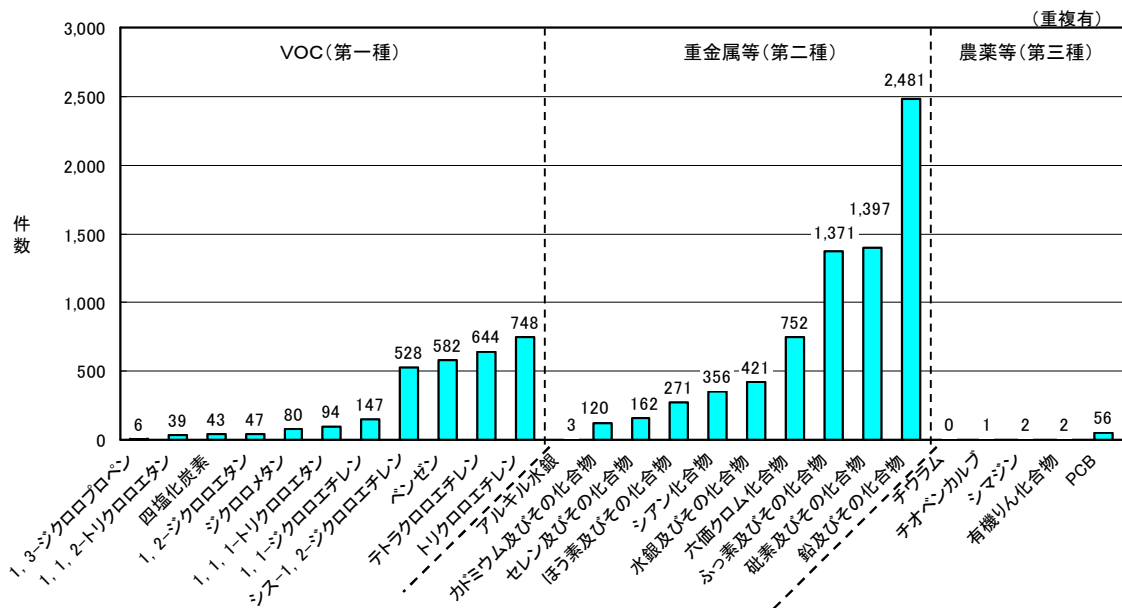
「超過事例」は、法に基づく事例は指定区域に指定された年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。

注3) 法に基づく調査事例は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

図 4 年度別の土壌汚染調査事例件数及び基準超過事例件数の推移

また、超過事例 5,281 件について、指定基準又は土壤環境基準を超過した特定有害物質の種類をみると以下のとおりであり、揮発性有機化合物（VOC）（第一種特定有害物質）では、トリクロロエチレンが最も多く、次いでテトラクロロエチレン、ベンゼンが多くなっており、重金属等（第二種特定有害物質）では、鉛及びその化合物が最も多く、次いで砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が多くなっている。

(図 5)



注) 複数の特定有害物質が指定基準又は土壤環境基準を超過している事例があるため、超過事例の累計件数と本図の件数の合計は一致しない。

図 5 指定基準項目及び土壤環境基準項目別の基準超過物質
(平成 3 年度から平成 21 年度までの累計)

(2) 対策

超過事例（平成 21 年度 575 件、平成 3 年度からの累計 5,281 件）に関する汚染の除去等の措置の内容を表 1 に示す。平成 21 年度における措置の内容をみると、揮発性有機化合物（VOC）（第一種特定有害物質）超過事例では「掘削除去」と「原位置浄化」が多く、重金属等（第二種特定有害物質）超過事例では「掘削除去」との回答が多かった。

表 1 汚染の除去等の措置の内容

(件数:複数回答有)

	指定件数		VOC (第一種) 超過		重金属等 (第二種) 超過		農薬等 (第三種) 超過		複合汚染		
	H21	累計	H21	累計	H21	累計	H21	累計	H21	累計	
	4	(19)	2	(4)	2	(12)	0	(0)	0	(3)	
土 壌 汚 染 の 除 去	掘削除去	42	(258)	4	(44)	36	(199)	0	(0)	2	(15)
	原位置浄化	2	(35)	1	(25)	0	(4)	0	(0)	1	(6)
	バイオレメディエーション	0	(5)	0	(4)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	化学的分解	1	(13)	1	(8)	0	(2)	0	(0)	0	(3)
	土壌ガス吸引	0	(7)	0	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	地下水揚水	1	(10)	0	(7)	0	(1)	0	(0)	1	(2)
	その他	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
封 じ 込 め	鋼矢板工法	0	(3)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(0)
	地中壁工法	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	その他	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	遮水工封じ込め	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	原位置不溶化	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	不溶化埋め戻し	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	遮断工封じ込め	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
入 土 換 え	指定区域内土壌入換え	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)
	指定区域外土壌入換え	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)
	盛土	1	(5)	0	(0)	1	(4)	0	(0)	0	(1)
舗 装	コンクリート舗装	3	(8)	0	(0)	3	(8)	0	(0)	0	(0)
	アスファルト舗装	6	(17)	0	(0)	5	(16)	0	(0)	1	(1)
	立入禁止	2	(12)	0	(0)	2	(12)	0	(0)	0	(0)
	その他	0	(2)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)
	回答事例数	55	(334)	7	(75)	45	(240)	0	(0)	3	(19)

注1) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成21年度末までの累計件数である。

注2) 1つの区域において、複数の措置が行われることがあるため、措置の内容の合計数と指定区域件数とは一致しない。